

合併協議会だより

第 8 回合併協議会を緒方町で開催

1月29日、第8回大野郡5町2村合併協議会が緒方町の「緒方町中央公民館」で開催され、5項目の協定項目の協議を行いました。



協議項目内容

協議は、継続協議となっていた「財産の取扱い」・「国民健康保険事業の取扱い」と新規協議の「行政区の取扱い」・「学校教育事業の取扱い（その2）」・「社会教育事業の取扱い（その1）」が、協議されました。

2004

第7号

平成16年2月

第8回合併協議会

議案は、「大野郡5町2村合併協議会幹事会規程の一部改正について」「大野郡5町2村合併協議会専門部会規程の一部改正について」および「平成15年度大野郡5町2村合併協議会会計補正予算」・「平成16年度大野郡5町2村合併協議会会計予算」を提案し、承認されました。



緒方町中央公民館で開催

協議内容

<継続協議の協定項目>



第6回協議会（12月25日）で提案されましたが、第7回協議会（1月15日）で継続協議となった「財産の取扱いについて」「国民健康保険事業の取扱いについて」が、協議されました。

「財産の取扱いについて」は「基金の数値目標」を設定するか、しないかが協議内容となっていました。また、「国民健康保険事業の取扱いについて」は、税率の統一に対して不均一課税の導入および納期が再協議となっておりました。

協定項目第5号

「財産の取扱いについて」

提案内容

- ① 5町2村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐ。なお、合併までの残された期間、新市の財政運営を展望し適正な財政執行に努めるとともに基金の活用について、最少限にとどめ、必要な保有額の確保に努める。
- ② 大野郡5町2村が所有する山林については、すべて新市に引き継ぐ。なお、関係町村が締結している分収林契約についても新市に引き継ぐものとする。

協議の結果は「具体的な数値目標を設定する。」ということで、次回協議会までの継続協議となりました。



協定項目第24号

「国民健康保険事業の取扱いについて」

提案内容

- ① 税率については、新市において統一する。ただし、具体的な税率は、合併直前の医療費の動向及び急激な負担増加の緩和を考慮して調整する。
また、標準基礎課税総額の算定方式については、現行の四方式とする。
- ② 軽減制度については、現行のとおりとする。
(均等割、世帯割の7割、5割、2割)
- ③ 納期については、新市において10期を基本に統一する。ただし、本算定実施時期については、7月とする。
- ④ 保険給付事業については、現行のとおりとする。
- ⑤ 葬祭費については、新市において統一する。
- ⑥ 財政調整基金については、新市に3カ年間の保険給付費（老人保健拠出金及び介護納付金を含む）の平均額の5%以上持ち寄ることとする。ただし、現存する基金については、保有に努めることとする。
- ⑦ 高額療養費貸付については、現行のとおりとする。
- ⑧ 保険証の交付月については、合併時に統一する。
- ⑨ 国民健康保険運営協議会については、新市において新たに設置する。

協議の結果は原案どおり確認されました。

税率については急激な負担増にならないように合併準備室（仮称）で調整を行うようになります。

＜新規協議の協定項目＞

第7回協議会（1月15日）で提案されましたが、「行政区の取扱いについて」「学校教育事業の取扱いについて（その2）」「社会教育事業の取扱いについて（その1）」の3協定項目は、原案どおり確認されました。ただし、公民館事業内容については、別途協定項目のなかで協議されます。また、自治公民館活動事業については地域コミュニティー事業で取り扱います。

協定項目第21号

「行政区の取扱いについて」

提案内容

行政区の取扱いについては、次のとおりとする。

- ①区長、駐在員、自治委員、連絡員等の行政連絡員制度、名称及び業務内容は合併時に統一する。
- ②行政区名の取扱いについては、同一名の場合は、旧町村名を行政区名の前に付ける。
- ③行政区の再編については、必要に応じて合併後調整する。

協定項目第46-2号

「学校教育事業の取扱いについて（その2）」

提案内容

- ①私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の補助制度に基づき、新市に引き継ぐ。
- ②健康診断については、合併までに調整し、合併時に統一する。

協定項目第48-1号

「社会教育事業の取扱いについて（その1）」

提案内容

- ①公民館の設置については、三重町中央公民館を新市の中央公民館とし、その他の町村の中央公民館を地区公民館とする。なお、現在置かれている地区公民館については、生涯学習を推進する拠点として配置を含め新市において総合的に検討する。

開館時間については現行のとおりとする。

休館日については合併までに調整し合併時に統一する。

- ②成人式については、開催時期を8月とし、開催会場はエトピアおおのとする。

対象者の要件及び実施内容については、合併までに調整し合併時に統一する。



71人が傍聴した緒方会場

合併先進地 周南市研修

2月3日、合併関係町村の新市まちづくり委員および事務局の24人で、合併先進地である山口県周南市に研修に行きました。周南市は徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町の2市2町の合併です。

そして、総合支所方式を採用しており、1本庁・3総合支所・15支所の形態です。旧徳山市役所が本庁、旧新南陽市役所、旧熊毛町役場、旧鹿野町役場が総合支所となり、旧徳山市に13カ所、旧新南陽市に2カ所あった支所がそのまま支所として残しています。本庁に集積された部署は、財政・人事・議会事務局であり、教育委員会出張所として、総合支所にあります。

今回の研修場所は本庁と人口の一番少ない鹿野総合支所を選択しました。



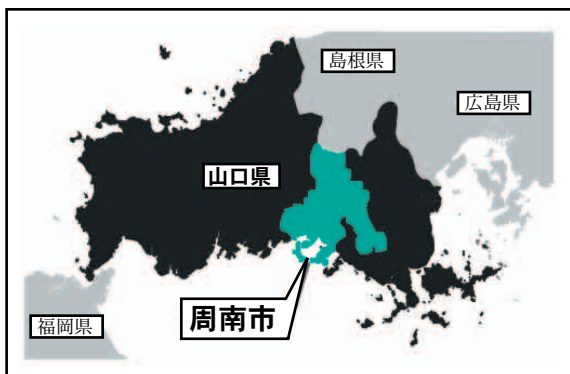
周南市役所前にて

周南市の紹介



周南市は、山口県の東南部に位置し、北に中国山地を背に、南に瀬戸内海を望み、その海岸線に沿って大規模工業が立地し、それに接して東西に比較的幅の狭い市街地が連たんしています。北側には、なだらかな丘陵地が広がり、その背後の広大な山稜には農山村地帯が散在しています。また、島々部は、瀬戸内海国立公園区域にも指定されており、美しい自然景観を有しています。

総面積 656.09平方km【東西約37km、南北約39km】 → 山口県内第1位
人口157,383人(平成12年国勢調査) → 山口県内第3位
(徳山市104,514人、新南陽市32,923人、熊毛町16,626人、鹿野町4,543人)
世帯数60,805世帯(平成12年国勢調査)



【2003年4月新市誕生】 2003年4月21日に徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町の合併により、新市「周南市」が発足しました。全国有数の工業集積地であり、中国地方でも数少ない特定重要港湾を有する港湾都市です。

【新市建設計画】 2市2町による合併を、将来的には周南全域の合併を見据えた先行合併と位置づけ、周南地域での中核都市形成を目標に据えて、元気で活力に富んだ元気発信都市づくりを進めています。「拠点性」「豊かさ」「一体性」という3つの視点から、21のリーディングプロジェクトを推進する計画です。

周南市誕生の経緯

- 平成 2年 5月 徳山市・下松市・光市の部課長で構成する「周南都市合併調査研究会」を設置
(平成3年4月に新南陽市が、同年7月に大和町、田布施町、熊毛町、鹿野町が参加)
- 平成 9年 7月 周南合併推進協議会が設立(行政と民間団体)
- 平成11年 7月 徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会が発足(6日)
- 平成14年 1月 徳山市・下松市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を開催
全協議を終了(合併の期日などをめぐり、3市2町の枠組みによる合併が困難となる)(17日)
- 4月 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町の合併協議会設置に向けた事前協議組織「2市2町合併協議会設立会議」が発足(24日)
- 6月 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会が発足(1日)
第1回徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会を開催(8日)
- 8月 第7回徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会が開催され、徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協定書に調印(27日)
- 9月 2市2町の9月定例議会で合併関連4議案を可決
- 10月 山口県知事へ合併を申請(3日)
- 12月 山口県議会にて2市2町による周南市設置議案を可決・山口県は周南市設置を総務省に届け出
- 平成15年 3月 「徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会」が廃止(31日)
- 4月 周南市誕生(21日)

新しい市の名称を募集しています

三重町、清川村、緒方町、朝地町、大野町、千歳村、犬飼町で構成する大野郡5町2村合併協議会では、新しい市の名称を募集しています。

募集期間 平成16年 2月1日(日) から平成16年 3月31日(水) まで

- 募集方法** ▶ 官製はがき、FAX、電子メール、応募用紙（各町村役場等に配布）
- 応募資格** ▶ 年齢制限なし ・ 居住地制限なし ・ 1人1点の応募に限る
- 名前の表し方** ▶ 漢字名（ふりがな明記）、ひらがな名、カタカナ名を問わない。
また、その組み合わせも自由とする。
- 応募記載の内容** ▶ 新市の名称、命名の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、電話番号
- 応募上の注意事項** ▶ 現在の7町村の名称の単独使用不可
- 選定の基準** ▶ ① 地域をイメージでき、特長を表す名称。
② 地域の歴史、文化にちなんだ名称。
③ 対外的にアピールでき、知名度の向上が期待できる名称。
④ 新市のビジョンや地域住民の理想・願いにちなんだ名称。
⑤ 新市として希望が持て、発展を願う名称。
⑥ その他新市にふさわしい名称。

懸賞等について

- 名付け親賞・・・1名（採用した名前の応募が複数の場合は抽選）10万円相当の商品券
- 特別賞（上記抽選にもれた者も含む）・・・10名以内 1人1万円相当の商品券

提出先

- 官製はがきの場合・・・大野郡5町2村合併事務局 新市の名称募集係まで
〒879-7152 大野郡三重町大字百枝1086番地の35 大原総合体育館2階
- 応募用紙の場合・・・7か町村役場 合併担当課（役場窓口）
- FAXの場合・・・0974-26-4148（大野郡5町2村合併協議会事務局）
- 電子メールの場合・・・大野郡5町2村合併協議会ホームページ

合併協議会は公開しています

協議会は、1月から毎月2回開催で、関係町村持ち回りで開催しています。都合により日程を変更することがありますので、傍聴をされる方は、事務局にご確認のうえお越しください。

協議会の予定

- 第10回協議会** 2月26日(木) 午後1時30分
場所/大野町中央公民館大集会室
- 第11回協議会** 3月11日(木) 午前10時
場所/千歳村中央公民館ホール
- 第12回協議会** 3月25日(木) 午前10時
場所/犬飼町中央公民館大集会室

お詫び

前回のVOL.6で各町村事業の紹介のなかで、清川村「桃の木団地」の欄で分譲地の販売単価平均坪あたり320,000円と掲載しましたが、32,000円です。お詫びして訂正します。

事務局員紹介

役職名	氏名	備考
局長	赤嶺 信武	三重町
次長	倉原 浩志	大分県
総務班		
次長兼班長	田北 厚生	緒方町
班員	首藤 英治	朝地町
臨時職員	小野 小百合	
企画調整第1班		
次長兼班長(企画部会)	江藤 喜啓	三重町
企画部会	清水 康士	大野町
総務部会	佐保 正幸	清川村
	後藤 将彰	三重町
建設部会	隈田原 勇次	犬飼町
企画調整第2班		
次長兼班長(産業部会)	和田 裕之	朝地町
産業部会	衛藤 恒範	千歳村
文教部会	衛藤 成史	大野町
	佐藤 浩	犬飼町
民生部会	内田 健児	緒方町
	池永 善博	千歳村
	関谷 隆一	清川村

編集・発行/大野郡5町2村合併協議会

〒879-7152 大分県大野郡三重町大字百枝1086番地の35（フレッシュランドみえ内）
ホームページアドレス <http://www.ohnogun-gappei.jp> Eメール info@ohnogun-gappei.jp
TEL 0974-26-4139 FAX 0974-26-4148